

越知町ホームページリニューアル業務
実施要領

令和6年6月
越知町

1 業務目的

越知町ホームページは、平成27年度に全面リニューアルをし、翌年6月に公開してから7年が経過する。全ての利用者にとって使いやすく分かりやすいデザインへ刷新するとともに、全職員が直感的な操作で情報発信を行える環境を構築し情報をタイムリーに発信できるようにする。

また、長期的に安定した運営管理が出来る体制を構築するものとする。

つきましては、公募型プロポーザル方式により優れた提案を広く求め、価格評価のみならず、企画提案書やヒアリングの内容等から総合的に判断し、最も優れた企画提案を行った事業者を本業務委託の受託者として特定する。

2 業務の概要

- | | |
|-----------|--------------------------------------|
| (1) 業務名 | 越知町ホームページリニューアル業務 |
| (2) 業務の内容 | 別紙「越知町ホームページリニューアル業務仕様書」 |
| (3) 履行期間 | 契約締結の日～令和7年3月31日 |
| (4) 委託上限額 | 4,300,000円(税抜き)
※導入業務のみとし、運用費用は除く |

3 受注者選定方法

本業務は価格のみの競争ではなく、実施方法や過去の実績等を総合的に評価することが適当と判断することから、公募型プロポーザル方式を採用する。

- (1) 本業務の目的を適切に理解し、どのように取り組むか
- (2) 本業務の具体的な実施方法
- (3) 過去の実績や、本業務の実施体制等の業務遂行能力

4 受注者を決定するまでの事務手続き

- (1) 実施要領公表
令和6年6月20日(木)
- (2) 質問の受付締切
令和6年6月27日(木) 17時締切
- (3) 質問に対する最終回答
令和6年7月4日(木)
- (4) 参加申込書提出期限
令和6年7月9日(火) 17時締切
- (5) 企画提案書等各書類提出期限
令和6年7月23日(火) 17時締切
- (6) 選定審査(プレゼンテーション)
令和6年8月2日(金)
- (7) 審査結果の通知
令和6年8月上旬までに通知

5 参加資格要件

以下の要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の第1項の規定する者でないこと。
- (2) 町が発注する工事請負契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。この場合において、国及び県において指名停止がある場合も参加資格はないものとする。
- (3) 本調達と同種類の契約又は同等と認める契約を締結し、これらを誠実に履行した者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立てをしていない者及び申し立てをなされていない者又は更生手続き開始の申し立てをしている者及び申し立てをなされている者で、会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てをしていない者及び申し立てをなされていない者又は再生手続き開始の申し立てをしている者及び申し立てをなされている者で、民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者。
- (6) 経営状況及び経営規模において本業務の遂行に支障がない者であること。
- (7) 本業務の趣旨を十分に理解し、仕様書に基づき委託事業を実施するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有し、委託事業を的確に遂行できること。
- (8) 国税（法人税及び消費税）、都道府県税（事業税及び都道府県民税）及び市町村税について未納がないこと。

6 参加表明

下記書類を「4受注者を決定するまでの事務手続き」に示す期日までに作成し、郵送(書留による、当日消印有効)又は持参にて提出すること。※FAX、電子メールは不可。

- (1) 参加表明書(様式1) 1部
- (2) 会社概要書(様式2) 1部
- (3) 契約履行実績証明書(様式3) 1部

※過去10年間に本町が別紙仕様書と同等と認めるシステムを自治体で導入し、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書類として契約履行実績証明書を提出すること。

- (4) 納税証明書(国税、都道府県民税及び市町村税) (写し可。提出日から3カ月以内に発行されたもの。)
- (5) CMS機能一覧及びデータセンター仕様一覧
記載されている項目について、対応可能である場合は「○」、代替案で可能な場合は「△」、対応不可の場合は「×」を記載して提出すること。

7 提案書の作成要領

提案の内容は、提案書及び見積書とする。

(1) 提案書

- ア 提案書は、別紙「評価項目」の分類に従い、すべての項目について言及すること。
- イ 1部は製本し、印鑑を押印すること。(これを正本と言う。)

ウ 印を押さない提案書（これを副本と言う。）を8部及び電子媒体（CD-R等）1部を作成すること。副本はファイルに綴じて提出すること。

エ A4用紙を基準とし、表紙及び目次を除き、フォントサイズ10.5pt以上で作成し、ページ番号を付して提出すること。

オ 評価者が漏れなく正確に評価できるよう、編集に配慮すること。

カ 公募参加者の提案内容が理解しやすいように、簡潔かつ分かりやすい表現で記述すること。

キ 別紙仕様書をもとに契約書添付の仕様書を作成するが、本町の判断で受託者の提案書の内容を盛り込むことがあるので、確実に提案者が実現できる範囲で記載すること。

(2) 見積書

見積書（様式任意）は1部作成することとし、導入業務費用及び5年間の運用（保守）費用を記載すること。

8 審査について

(1) 審査方法

提案説明審査（ヒアリング及び実機によるプレゼン）の実施。

別紙「評価項目」のとおり。

(2) 提案説明

ア 提案説明は、提案書の提出順に行うものとする。

イ 提案説明50分（実機での説明含む）、質疑応答10分の合計60分以内とする。

ウ 提案説明のための入室者は5名以内とする。

エ 提案説明時に追加資料などを配付することは禁止する。

オ すべての参加事業者の提案説明終了後、各選定委員による評価点の集計を行い、その集計結果により最優秀提案者を選定する。

カ 実施日及び場所は次のとおり。開始時間については提案者に通知する。

日時：令和6年8月2日（金）

場所：越知町役場大会議室

(3) 審査結果について

提案の結果は参加事業者に対して文書を郵送にて発送する。なお、審査経過に関する質疑は一切回答しない。

(4) 契約予定者

ア 応募事業者が1社の場合であっても選定委員会を開催し、事業基準を満たしていれば、契約予定者と決定する。

イ 最優秀提案者と事業内容を調整し、契約予定者を選定する。

ウ 最優秀提案者が地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項に規定する者に該当することとなった場合はその者とは契約を行わない。なお、この場合は次点の者を契約予定者とする。

(5) 失格条件等

プロポーザルの参加者が次の事項のいずれかに該当した場合には、失格とする場合がある。

- ア 提案書等の提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合。
- イ 提案書等の提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- ウ 提案書等の提出書類に虚偽の内容が記載されている場合。
- エ 審査結果に影響を与える工作など不正行為が行われた場合。
- オ 提案書等の提出期限以降において、越知町から業務等に関し指名停止の措置を受けた場合。
- カ 本要領に違反又は逸脱した場合。
- キ 提案説明に参加しなかった場合。

9 契約について

- (1) 契約書作成に要する費用については契約予定者による負担とする。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納めるものとする。ただし、過去に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなる恐れがないと認められる場合は、免除する。